

令和 6 年度第 1 回周南市立学校給食センター運営審議会

令和 6 年 9 月 18 日 13 時 30 分～

於：周南市役所 2F 交流室 1

次 第

1 開 会

2 学校給食課長あいさつ

3 議題

① 令和 6・7 年度周南市立学校給食センター物資納入業者名簿への登録について【資料 1】

② 学校給食に係る諸物価の変動と令和 7 年度の給食費について【資料 2】

4 報告

学校給食献立表のペーパーレス化について

5 その他

炊き出し訓練について

6 閉 会

周南市立学校給食センター運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市立学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(付議事項)

第2条 審議会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 給食費の額の決定に関すること。
- (2) 給食物資の購入計画に関すること。
- (3) その他給食センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるもののうちから周南市教育委員会が委嘱する。

- (1) 周南市立小学校長及び同中学校長のうちから各4人以内
- (2) 周南市立小学校PTA及び同中学校PTAのうちから各4人以内
- (3) 学校医
- (4) 山口県健康福祉センター職員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が主宰する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、学校給食課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は平成17年3月31日までとする。

令和6・7年度周南市立学校給食センター物資納入業者名簿(追加) 案

主な取扱物資 分類 品名		番号	指名業者名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	役職名	代表者名
穀類	パン 米穀	1	㈱ビーコック	0827-41-0441	0827-41-0632	741-0063	岩国市関戸1丁目111番地15	代表取締役	河井 大典
		2	(公財)山口県学校給食会	083-922-0714	083-923-0830	753-0054	山口市富田原町1番18号	理事長	松永 卓
乳類	牛乳 乳製品	3	やまぐち果酪乳業(株)	083-288-0525	083-288-0540	750-0313	下関市菊川町田部夢団地1番	代表取締役	河口 浩己
		4	山口県東部ヤクルト販売(株)	0827-22-8960	0827-22-0584	740-0021	岩国市室の木町一丁目1-31	代表取締役社長	山本 公総
		5	(株)ヤクルト山陽	083-973-8960	083-973-8965	754-0021	山口市小郡黄金町14番7号	代表取締役	大澤 誠
青果	野菜 果物	6	周南学校給食納入組合	25-5511	25-5598	745-0814	周南市鼓海1丁目324-18	代表理事	石光 文雄
		7	山口県農業協同組合 周南 統括本部	0833-48-5433	0833-41-6110	744-0018	下松市西柳二丁目3番48号	総括本部長	柳 彰彦
		8	㈱エコファーム山口	36-3888	36-3881	745-0802	周南市大字栗屋50番地の11	代表取締役	宮本 真美
肉類	牛肉 豚肉 鶏肉	9	スーパータイカ精肉部	(兼用)25-3771		745-0805	周南市大字櫛ヶ浜西塩田507番地31	代表者	浜野 秀生
		10	(有)スーパーふじや	(兼用)62-2298		746-0012	周南市政所一丁目3-13	代表取締役	藤田 豊成
		11	本田精肉店	(兼用)62-2225		746-0012	周南市政所一丁目7番2号		本田 美智枝
		12	村田精肉店	0833-91-0026	0833-92-0060	745-0661	周南市呼坂本町2番17号	店長	村田 毅
		13	やまぐち本店	26-2929	26-1233	745-0801	周南市大字久米1261番地の2	代表者	石川 光子
大豆製品	豆腐 油揚げ他	14	(株)新光	0833-91-1100	0833-91-1102	745-0696	周南市大河内518-5	代表取締役	松原 祥文
		15	大潮田舎の店	(兼用)68-4010		745-0301	周南市大字大潮1386の6	代表理事	石川 俊子
一般食品	こんにゃく	16	(株)徳本商店	62-2511	62-2519	746-0011	周南市土井二丁目2番14号	代表取締役	徳本 洋平
	卵	17	瑞穂糧穀(株)東部支店	0833-46-4560	0833-46-3346	744-0061	下松市葉山一丁目819-15	支店長	打道 努
		18	ストアーうおたに	88-0431	88-2587	745-0125	周南市大字長穂702	事業主	魚谷 修司
	きくらげ	19	(株)藤本コーポレーション	0820-22-1337	0820-22-5502	742-0023	柳井市南浜三丁目1-1	代表取締役	藤本 憲治
	一般物資	20	福田青果㈱	34-0311	34-0312	745-0814	周南市鼓海1丁目324-18	代表取締役	福田 晃久
		21	(株)協食	36-3600	25-0909	745-0814	周南市鼓海二丁目118番地45	代表取締役	中村 一朗
		22	(株)ニシムラ山口流通センター	26-1000	26-1818	745-0814	周南市鼓海二丁目118番41	所長	植野 恭司
		新規	河村醤油(株)	0833-71-0550	0833-71-0529	743-0021	光市浅江6丁目1-13	代表取締役	河村 光昭
		(2)	(公財)山口県学校給食会	083-922-0714	083-923-0830	753-0054	山口市富田原町1番18号	理事長	松永 卓
		(4)	山口県東部ヤクルト販売(株)	0827-22-8960	0827-22-0584	740-0021	岩国市室の木町一丁目1-31	代表取締役社長	山本 公総
		(5)	(株)ヤクルト山陽	083-973-8960	083-973-8965	754-0021	山口市小郡黄金町14番7号	代表取締役	大澤 誠
		(14)	(株)新光	0833-91-1100	0833-91-1102	745-0696	周南市大河内518-5	代表取締役	松原 祥文
調味料	酒 塩 みりん ワイン	23	佐伯酒店	25-0143	25-0290	745-0805	周南市大字櫛ヶ浜47番地		佐伯 美香
		24	ふかみ酒屋	62-2708	64-2583	746-0045	周南市新地町15番20号	代表者	深海 季夫
		新規	河村醤油(株)	0833-71-0550	0833-71-0529	743-0021	光市浅江6丁目1-13	代表取締役	河村 光昭
	味噌 醤油	25	富士甚醤油(株)徳山営業所	62-3397	62-3490	746-0082	周南市下上宇上野1977-5	所長	荒牧 彰
		新規	河村醤油(株)	0833-71-0550	0833-71-0529	743-0021	光市浅江6丁目1-13	代表取締役	河村 光昭

○周南市が発注する学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

平成21年12月 1 日要綱第52号

周南市が発注する学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

周南市立学校給食センター物資納入業者選定登録要綱（平成15年4月21日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、周南市が発注する学校給食用物資の納入業者として登録を希望する者に、選定基準及び登録手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録業者選定基準）

第2条 納入業者として登録する場合の資格審査基準は、次のとおりとする。

- （1） 周南市又は山口県内に営業所があること。
- （2） 確実な取引先があり、堅実な経営が行われていること。
- （3） 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- （4） 国税及び周南市税の滞納がないこと。
- （5） 営業許可を必要とするものは、その許可を有するものであること。
- （6） 食品衛生監視票の採点結果が80点以上であること。
- （7） 製品加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- （8） 給食センターの所要量を納品できる能力があること。
- （9） 指示する期日、時刻及び場所に確実に配送ができ、数量不足、交換等で緊急を要する場合は、迅速に対応できる態勢があること。
- （10） 台風・地震等の災害発生及び感染症発生により、急遽給食中止となった場合は、返品が可能なこと。

（納入業者登録手続）

第3条 納入業者として選定を受けようとする者は、周南市立学校給食センター物資納入業者登録申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略できる。

- （1） 営業実績概要（別記第2号様式）
- （2） 営業所・製造所及び倉庫の所在地の見取図（別記第3号様式）
- （3） 営業（業務）に必要な許可証等の写し

(4) 食品衛生監視票

(5) 納税証明書

(6) 検便検査成績表

(7) 誓約書（別記第4号様式）

(8) その他申請に必要と認められる書類

2 申請書の受付は、学校給食課において行う。

（申請書の受付期間）

第4条 申請書の受付期間は、2会計年度ごとの1月とし、別に定める。

2 前項で定める以外の受付期間は、別に定める。

3 前2項のほか、特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

（登録業者の選定、通知及び名簿登録）

第5条 登録業者選定は、書類審査及び実地調査とし、次のとおり行う。

(1) 書類審査は、登録業者選定基準に基づき、立地条件、経営状況、信用状況、衛生状況、供給能力等の適否について提出書類によって判定する。

(2) 書類審査の結果、実地調査の必要ありと認められた業者については、現地調査を行う。

(3) 書類審査及び実地調査を総合的に判定し、学校給食センター運営審議会で登録業者を決定する。

(4) 前号により、登録決定された業者に対しては、登録通知書を交付するとともに、名簿に登録するものとする。

（登録期間）

第6条 登録期間は、当該登録を認定した日の属する年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの2年間とする。

2 登録期間中に新たに追加登録する者の登録期間は、前項に規定する登録期間の残期間とする。

（申請事項の変更届）

第7条 名簿に登録された者は、申請事項に変更が生じたときには、遅滞なく変更届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 市長は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録を抹消することができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に品物若しくは製造を粗雑にし、又は品物の品質若しくは数量

に関して不正の行為をしたとき。

- (2) 入札等において、その公正な執行を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- (3) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。
- (4) その他登録業者として、特に不相当と認められる行為があったとき。

附 則

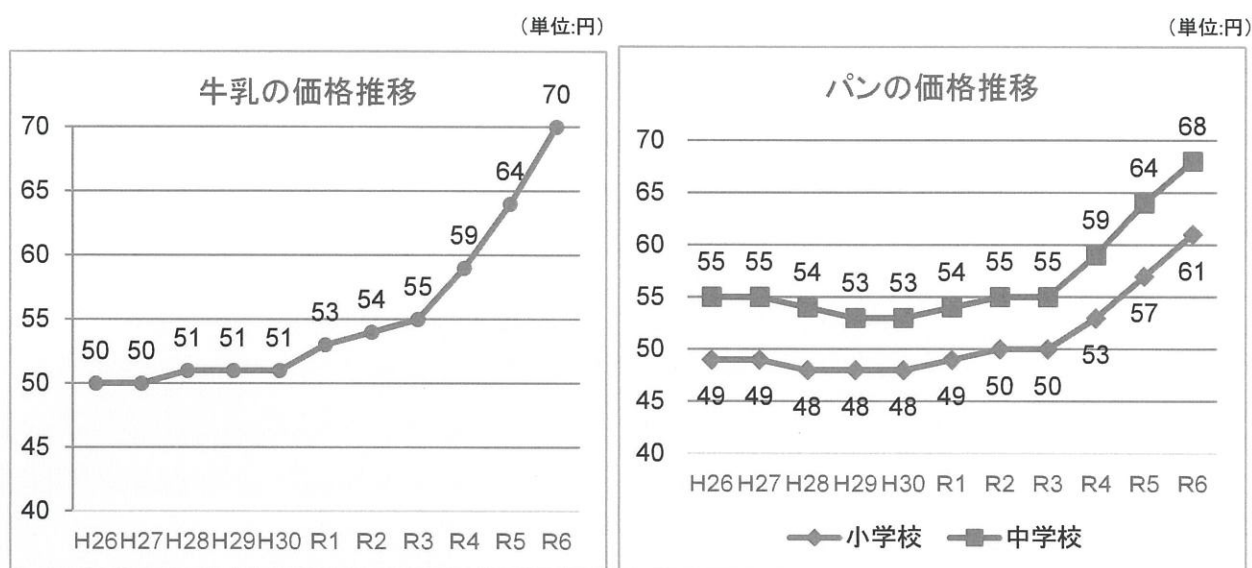
この要綱は、平成21年12月 1 日から施行する。

学校給食費の検証資料

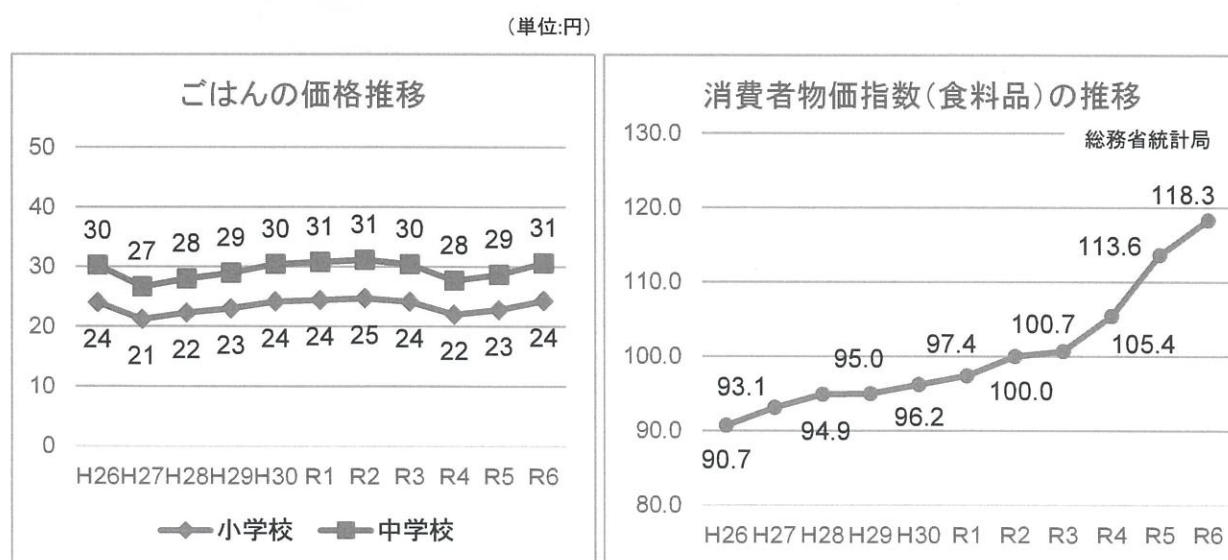
学校給食費については、食材価格の状況や物価水準、県内各市の状況などについて、毎年、検証したうえで、適切に学校給食費を決定していくことになっています。

1 原材料価格の動向

学校給食費の主要な食材である牛乳・パンの価格は、近年の物価高騰の影響が顕著であり、副食（おかず・デザート）に使用する食材費全般についても、上昇しています。令和6年度においても、特に牛乳の価格改定の影響が大い状況です。



※ 一人一食当たりの単価は、昨年より牛乳は6円、パンは4円値上がりしています。



※ お米の価格は安定しており影響が少ないが、食料品全体の価格は上昇傾向にあります。

2 令和6年度学校給食費改定について

周南市の学校給食費は、前回の改定(小学校250円、中学校290円)から10年となる令和6年度が改定する時期と捉え、検討してきました。その状況下で、コロナ禍による経済の低迷や、世界的な原油高から原材料価格が急騰し、食品全般の異例な値上げが続くなど、学校給食への影響も非常に大きくなりました。

学校給食費の改定に当たっては、近年の原材料価格の動向を踏まえたうえで、山口県内各市の学校給食費の状況を考慮し、総合的に判断した結果、令和6年度から、一人一食当たり小学校が275円、中学校が320円に価格改定することに決定しました。

また、今後の学校給食費の改定については、栄養バランスや質・量ともに充足した、学校給食を安定的に提供できるよう、毎年、食材価格や物価水準などの状況を参考に検討したうえで、定期的に価格を検証し、翌年度の学校給食費を改定していくことにした。

令和6年度学校給食費改定資料から抜粋 R5.7.10 周南市学校給食センター運営審議会

近年の急激な原材料価格の上昇や、食品全般の値上げの影響を受ける前の令和3年度を算定する基準年度とし、同水準となるように改定額を算出します。

(上昇率の算定)

小学校	R 3	R 5	上昇率
牛乳	55.0円	64.0円	116.36%
主食	34.5円	36.5円	105.79%
副食	100.7	111.9	111.12%

※消費者物価指数(山口市)食料

中学校	R 3	R 5	上昇率
牛乳	55.0円	64.0円	116.36%
主食	40.3円	42.8円	106.20%
副食	100.7	111.9	111.12%

※消費者物価指数(山口市)食料

各上昇率を乗じて算定すると

小学校	R 3	上昇率	R 5
牛乳	55.0円	116.36%	64.0円
主食	34.5円	105.79%	36.5円
副食	160.5円	111.12%	178.3円
			278.8円

中学校	R 3	上昇率	R 5
牛乳	55.0円	116.36%	64.0円
主食	40.3円	106.20%	42.8円
副食	194.7円	111.12%	216.4円
			323.1円

5円単位での端数調整により
小学校 275 円
中学校 320 円とします。

一人一食当たり小学校は、25 円
 中学校は、30 円の値上げ額となります。

現在の給食費は、小学校が月額4,500円、中学校が月額4,930円ですが、

一月当たりで計算すると給食費の月額は、
 小学校 4,950 円 (1月当たり18日で計算)
 中学校 5,440 円 (1月当たり17日で計算)

一月当たりの給食費の値上げ額は、
 小学校 450 円
 中学校 510 円となります。

3 県内各市の給食費の状況

県内13市の学校給食費（1人1食あたり）

（R6.4.1現在）

【小学校】

（単位：円）

順位	市名	給食費	改定年
1	岩国	300	R5
2	下関	295	R5
3	防府	282	R5
4	長門	280	R6
5	周南	275	R6
6	美祢	270	H27
7	柳井	260	R1
8	下松	255	R1
8	萩	255	H20
10	宇部	250	R5
10	山陽小野田	250	H26
12	光	246	H26
13	山口	240	R6
平均		266	

【中学校】

（単位：円）

順位	市名	給食費	改定年
1	岩国	345	R5
2	下関	340	R5
3	周南	320	R6
4	防府	319	R5
5	長門	310	R6
5	柳井	310	R1
5	美祢	310	H27
8	下松	305	R1
9	萩	300	H20
10	山陽小野田	290	H26
11	光	288	H26
12	宇部	280	R5
12	山口	280	R6
平均		307	

4 R6.1学期周南市給食材料の状況

6 センター	文部科学省の 学校給食摂取 基準値（令和 3年改正版）	小学校					文部科学省の 学校給食摂取 基準値（令和 3年改正版）	中学校				
		児童						生徒				
		4 月	5 月	6 月	7 月	A V E		4 月	5 月	6 月	7 月	A V E
エネルギー（Kcal）	650	653	653	651	651	652	830	804	795	796	795	797
タンパク質（%）	13～20%	15%	16%	16%	15%	15%	13～20%	15%	15%	15%	14%	15%
脂質（%）	20～30%	27%	28%	28%	28%	28%	20～30%	26%	27%	26%	26%	26%
ナトリウム（g）	2未満	2.3	2.3	2.2	2.3	2.3	2.5未満	2.9	2.9	2.8	2.9	2.9
カルシウム（mg）	350	365.7	371.0	363.2	364.8	366.2	450	407.7	410.7	398.7	400.5	404.4
マグネシウム（mg）	50	94.3	96.8	98.0	95.7	96.2	120	114.3	116.2	117.3	115.2	115.8
鉄（mg）	3	3.4	3.3	3.0	3.2	3.2	4.5	4.4	4.2	3.7	4.1	4.1
ビタミンA（ugRAE）	200	226.3	244.5	253.5	257.5	245.5	300	265.3	282.5	298.2	300.3	286.6
ビタミンB1（mg）	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
ビタミンB2（mg）	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
ビタミンC（mg）	25	33.3	31.0	31.2	32.0	31.9	35	40.5	38.7	37.2	38.8	38.8
食物繊維（g）	4.5以上	4.9	5.1	5.1	5.1	5.0	7以上	6.4	6.4	6.4	6.5	6.4
平均単価（円）		267.8	271.7	280.2	275.1	273.7		314.7	317.1	323.3	320.8	319.0

学校給食費は、給食材料にあたる部分を保護者からご負担いただく給食費で賄っており、令和6年度は、一人1日当たり小学校が275円、中学校が320円で献立を立てています。
1学期の状況を検証すると、平均値で小学校が273.7円、中学校が319.0円でした。

※ 令和6年度の学校給食は、1年間を通して平均価格が小学校275円、中学校が320円となるように献立を作成し、実施しています。

新南陽学校給食センターの炊き出し

新南陽学校給食センターには移動式煮炊釜を備えています。

多数の被災者が避難生活を余儀なくされる事態となったとき、新南陽学校給食センターは、この移動式煮炊釜を使った炊き出しを行いたいと考えています。

今年7月には、この移動式煮炊釜を使った炊き出し訓練を行いました。来年度以降、市内の自主防災組織の避難訓練と連携した炊き出し訓練の実施を検討しています。

移動式煮炊釜



容量 150ℓ
1 回にカレーなら 600 人分、
味噌汁なら 525 人分
熱源はプロパンガスまたは薪

